

平成28年4月14日(木)から熊本県内において地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。熊本県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行っております。このことにより熊本県全市町村において災害救助法が適用されております。

また義援金受付の募集期間が延長されましたので、お知らせいたします。

<義援金受付口座>

●募集期間 平成28年4月15日(金)から平成31年3月31日(日)まで〔延長になりました〕

●振込先

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ヒゴ肥後銀行	スイドウチョウシテン 水道町支店	(普) 1281400	シャカイフクシホウジンクマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
クマモト熊本銀行	ハナバタシテン 花畑支店	(普) 0025449	
全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会加盟の銀行等の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。備考欄に「熊本地震義援金」とご記入ください。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-2-174321	クマモトケンキョウドウボキンカイクマモトシシンギエンケン 熊本県共同募金会熊本地震義援金
全国のゆうちょ銀行の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。窓口にて「熊本地震義援金」である旨をお申し出ください。		

※ 肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行の窓口での振込みについての手料は無料です。

※ 全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会加盟の銀行等の窓口での振込みについての手料は無料です。

※ 上記以外の他銀行からの振込みやATM等についての手料は有料となります。

詳しくは、各金融機関窓口でご確認ください。この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当いたします。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となります。なお、①の場合、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、「平成28年熊本地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となります。●義援金募集要綱は、こちらをご覧ください。

要綱(第6版)●熊本県共同募金会にお振込みをいただいた場合、領収書の発行を希望される方はこちらの領収書発行依頼書に記入いただき、FAX または Eメールにて熊本県共同募金会までお送りください。または、電話でお尋ねください。(PDF版) [領収書発行依頼書](#) (WORD版) [領収書発行依頼書](#)

<お問い合わせ先>

社会福祉法人熊本県共同募金会

TEL 096-354-3993

FAX 096-353-4566

Eメール akaihane@aurora.ocn.ne.jp